＜令和8年度用＞

鹿島グループの役員・従業員の皆さまへ

スキー・スノーボード・スケート保険のご案内

（スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険）

①保険料は一般契約よりも **３６.２５％割引**

（団体割引率25％・損害率による割引率１５％※適用）

※損害率による割引率は、前年度の損害率をもとに、毎年見直され、変動する場合があります。

②保険料払込みは便利な給与控除

令和9年2月給与から年間保険料を控除いたします。

③日本国内における、

・スキー・スノーボード（住居出発から帰着まで）

・スケート（スケート場内）

のケガ、賠償事故、スキー板やスノーボード等の破損および盗難を補償します。

☆WEBサイトでの手続きとなります。

詳細は、P3「ご加入の手続きおよび申込要領」をご参照ください。

既にご加入いただいている皆さまは、お申し出のないかぎり自動継続となります。

保険期間（ご契約期間）　令和８年１２月１０日（木）午後4時から１年間

【ご連絡】当商品は、今年度募集を最後に販売停止となることが、保険会社の方針で決定しております。ご加入いただいた方々には、来年の満期手続き時に、令和9年 12月 10日 午後4時 より先の補償について代替商品（団体保険i-deer）への切替をご案内させていただく予定です。

申　込　締　切　日　令和８年１１月２日（月）（WEBサイトにてお申込みください。）

この保険は鹿島建設株式会社を保険契約者とし、鹿島グループ各社の役員・従業員を加入者とするスキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。下記①～③より補償の対象となる方（被保険者）をご指定いただけます。ご本人を除きご家族のみを補償の対象とすることも可能です。

① 役員・従業員ご本人
② 役員・従業員の配偶者(※1)、子ども(※2)、両親、兄弟姉妹
③ 役員・従業員ご本人と同居している親族(※3)

（※1）配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
（※2）子どもには、ご本人と養子縁組した子も含まれます。
（※3）親族とは、ご本人の６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
（注）スキー・スケート賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

鹿島グループの皆さまの保険取扱代理店

株式会社　かたばみ

（連絡先は最終ページをご覧ください）

＜引受保険会社＞あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　東京企業営業第５部営業第２課
〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台4-6御茶ノ水ソラシティ15階　TEL：050-3460-1286

補償の概要

法律上の賠償責任
（スキー・スケート賠償責任保険特約）

日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中、または、日本国内のスケート場で偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。

☆示談交渉サービス付き

ご自身の傷害
（スキー・スケート傷害補償特約）

日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中、または、日本国内のスケート場で急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体にケガを被った場合、以下の各保険金をお支払いします。

・傷害死亡保険金 ・傷害後遺障害保険金 ・傷害入院保険金
・傷害手術保険金 ・傷害通院保険金

日本国内において発生したスキー・スケート賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者からお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られる場合に、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。
（相手の方が保険会社との交渉に同意しない場合等を除きます）

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

用品の損害
（スキー・スケート用品補償特約）

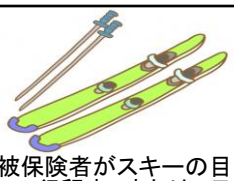

日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中、または、日本国内のスケート場でスキー・スケート用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

①スキー用品の盗難（注）
②スキー板の損壊
③スケート用品の盗難
（注）ストックの盗難については、スキーの板と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

雪上滑走スポーツ補償特約

スキーのほか、スノーボード等雪上滑走スポーツ※による事故について、各保険金をお支払いします。

※雪上滑走スポーツについては、下記の「用語のご説明」をご覧ください。

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、当ページ右下の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」リンク先をご確認ください。

用語のご説明・その他の詳細について

＜スキーとは＞
スキーの板(注)を用いて雪（人工雪を含む）上で行うスポーツをいいます。ただし、モノスキー、スノーボード、そり（類似するものを含む）、ボブスレーおよびリュージュを除きます。
（注）スキーの板とは、雪の上を歩き、滑って進むための板状のスポーツ用具であって、材質を問いません。

＜スキー用品とは＞
スキーの板（ビンディング等付属品を含む）、ストック、スキー用に設計されたその他の物および被服類であって、被保険者所有のスキー用品※一式をいいます。
※時計、財布等の携行品は含みません。

＜雪上滑走スポーツとは＞
スキー、モノスキー、スノーボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪（人工雪を含みます）上を動力を用いずに滑走することを主な目的としたスポーツをいいます。ただし、そり、ボブスレー、リュージュは含みません。

＜雪上滑走スポーツ用の板またはボードとは＞
雪上滑走スポーツ用に設計された板またはボード（材質を問いません）をいい、ビンディング等付属品を含みます。

＜スケートとは＞
アイススケートシューズを用いてスケート場で行うスポーツをいいます。ただし、アイスホッケーは対象としません。

＜スケート場とは＞
アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含みます。

＜スケート用品とは＞
アイススケートシューズ、アイススケート用に設計されたその他の物および被服類であって、被保険者所有のスケート用品※一式をいいます。
※時計、財布等の携行品は含みません。

＜アイススケートの練習中、競技中または指導中とは＞
アイススケートの練習中、競技中または指導中に付随してスケート場内で通常行われる更衣、休憩を含みます。

詳しくは、右記二次元コードまたはURLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明
GN24-300786
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300786.pdf

お支払いする保険金および費用保険金のご説明
GN24-300661
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300661.pdf

保険金額と保険料表

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数 90日・免責期間0日

保険期間１年

割引率変更にともない、保険料が変更となっています。

スキー・スケート

セット名		スタンダード S1	ハイクラス H1
スキー・スケート賠償責任保険金額（免責金額0円）		5,000万円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額		150万円	300万円
傷害入院保険金日額		1,500円	3,000円
傷害手術保険金		傷害入院保険金日額の10倍（入院中）または5倍（入院中以外）	
傷害通院保険金日額		750円	1,500円
用品保険金額	スキー	10万円	20万円
	スケート	5万円	5万円
年間保険料（一時払）		2,990円 前年度保険料 3,200円	4,430円 前年度保険料 4,740円

スキー・スノーボード・スケート（雪上滑走スポーツ補償特約※セット）

セット名		スタンダード S2	ハイクラス H2
スキー・スケート賠償責任保険金額（免責金額0円）		5,000万円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額		150万円	300万円
傷害入院保険金日額		1,500円	3,000円
傷害手術保険金		傷害入院保険金日額の10倍（入院中）または5倍（入院中以外）	
傷害通院保険金日額		750円	1,500円
用品保険金額	スキー・スノーボード等	10万円	20万円
	スケート	5万円	5万円
年間保険料（一時払）		8,270円 前年度保険料 8,750円	14,620円 前年度保険料 15,490円

※【雪上滑走スポーツ補償特約】スキーのほか、スノーボード等雪上滑走スポーツによる事故を補償する特約です。

◆記載の保険料は、団体割引25%（被保険者数5，000名以上10，000名未満）、損害率による割引15%を適用しています。
◆当団体保険は中途脱退による返れい保険料はございませんのでご注意ください。また、脱退日（退職日）時点で未払込保険料がある場合は、未払込保険料を請求させていただきます。
◆記載の保険料は、スキー・スケート・雪上滑走スポーツの競技・指導を職業としている方を対象とする保険料ではありません。該当の方は、かたばみ または引受保険会社までお問合わせください。

ご加入の手続きおよび申込要領

WEBサイトでの手続きとなります。
既加入者のみなさまは、専用WEBサイト【https://aioinissaydowa-ej.jp/?p=MTE4ODk3NTMzNQ】にログインの上、加入されているセット名・補償内容をご確認ください。

■継続加入（前年同条件）でご継続される場合
お手続きは不要です。前年度と同一加入セットで自動継続となります。

■継続加入（内容変更※被保険者の追加・削除を含みます。**）・脱退される場合**
既加入者専用WEBサイトにてお手続きください。
※募集コード,ログインID,パスワードが不明の際は、かたばみまで問合せください。

□新規加入をご希望される場合
かたばみ(E-mail:info-hoken@katabami.co.jp)までご連絡ください。
弊社から折返し、 WEBサイトでの新規加入手続き方法をご案内いたします。

加入者証について

Web上で閲覧いただく「Web加入者証」でのご提供となります。

閲覧方法の詳細につきましては、令和9年1月を目途にかたばみのHP・鹿島イントラネットに掲載いたします。

事故が起こった場合

・賠償損害、用品の損害に関わる事故が起こった場合には、遅滞なくかたばみ または引受保険会社までご連絡ください。
・傷害（ケガ）に関わる事故が起こった場合には、事故発生日から３０日以内にかたばみ または引受保険会社までご連絡ください。
・ご連絡がない場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（ご注意）スキー・スケート場で事故が発生した場合には、ただちにその事実を施設へお届けいただき、事故証明書の発行をご依頼ください。

なお、事故内容により、他にも必要な書類がございます。詳細は以下をご覧ください。

○賠償事故について

日本国内において発生したスキー・スケート賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

・１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がスキー・スケート賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

○用品の盗難事故について

必ず警察にお届出のうえ盗難届受理番号を受領ください。（スキー場等の証明書のみではお支払いの対象となりません）

○用品の破損事故について

「修理見積書」および「被害品の写真」等の書類の提出が必要となります。

○用品の事故に係わる保険金の支払いについて

盗難による損害は、盗難にあった時の保険価額を基準に、用品の保険金額を限度に保険金をお支払いします。破損等による損害は、修理費をお支払いします。（保険価額または用品の保険金額のいずれか低いほうが限度となります）なお、保険価額とは、スキー用品またはスケート用品に損害が生じた時点におけるスキー用品またはスケート用品の価額をいいます。

ご加入の注意点

・ご加入内容の変更、または継続しない旨（脱退）のお申し出がない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
・継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
・保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

＜重複契約に関する注意事項＞

賠償損害、用品の損害については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居へ変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

◆このパンフレットはスキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、かたばみまたは引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、かたばみ または引受保険会社にお問合わせください。
◆ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および保険証券は、保険契約者（鹿島建設株式会社）に交付されます。
◆他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として回答していただきます。正しく回答していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
◆加入申込事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

かたばみ 全国連絡先

e-mail : info-hoken@katabami.co.jp

本社・関東・東京・北陸支店 **＜かたばみ本社＞** 〒107-8638 港区元赤坂1-5-8 TEL:03-5413-8117 FAX:03-5413-8120	**北海道支店** **＜かたばみ札幌営業所＞** 〒060-0002 札幌市中央区北二条西4-1-3 TEL:011-231-5186 FAX:011-231-7663	**東北支店** **＜かたばみ東北営業所＞** 〒980-0021 仙台市青葉区中央3-4-12 TEL:022-262-0478 FAX:022-268-1519	**横浜支店** **＜かたばみ横浜営業所＞** 〒231-0011 横浜市中区太田町4-55 TEL:045-345-6590 FAX:045-345-6591
中部支店 **＜かたばみ名古屋営業所＞** 〒460-0003 名古屋市中区錦2-15-22 TEL:052-307-5100 FAX:052-307-5101	**関西・四国支店** **＜かたばみ大阪営業所＞** 〒540-0001 大阪市中央区城見2-2-22 TEL:06-6946-7518 FAX:06-6946-7519	**中国支店** **＜かたばみ広島営業所＞** 〒732-0814 広島市南区段原南1-3-53 TEL:082-553-7980 FAX:082-553-7981	**九州支店** **＜かたばみ九州営業所＞** 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-12-10 TEL:092-472-1817 FAX:092-472-3216

（2026年8月承認）A26-101347